平成２２年（フ）第１５６３６号
神奈川県川崎市川崎区藤崎２丁目１－３－203
破産者　小原　　裕
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８８５号
東京都足立区梅島３丁目32―25―102
破産者　山田　　隆
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６５７号
東京都渋谷区代々木２丁目23番１―220号
破産者　株式会社大須賀鳥獣店
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３３２号
神奈川県横浜市西区北幸２丁目９番40号銀洋ビル７階
破産者　株式会社神奈川データネットワーク
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３３３号
神奈川県横須賀市小矢部１―26―10―504、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵2516
破産者　高村　裕司
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３２９号
東京都江東区塩浜２丁目24―10―713
破産者　高橋　昌博
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５７２号
東京都板橋区成増２丁目29―３―302
破産者　輕部　妙子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７２６号
埼玉県川口市大字安行慈林521―10
破産者　木下みづえ
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８８８号
東京都大田区中馬込３丁目21―５　第２開拓荘21
破産者　豊田扶美子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０６９号
埼玉県川口市大字安行慈林521―10
破産者　木下　　淳
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１０２号
東京都中野区弥生町４丁目34―14―101
破産者　熊谷　　壽
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１４１号
東京都江戸川区鹿骨４丁目30―６
破産者　吉木　　剛
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３８４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1038番地
破産者　有限会社オカケン
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３８５号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘２丁目33―29
破産者　岡野　達夫
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４２５号
東京都品川区上大崎３丁目１番地５号　目黒駅前マンション801号室
破産者　株式会社アニモ
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４２６号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目50―14―104
破産者　谷村　友明
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４３６号
東京都港区六本木３丁目16番12号
破産者　ネットマトリックス株式会社
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４３７号
東京都港区六本木３丁目16番12号
破産者　グリンテック株式会社
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４３８号
宮城県大崎市古川中里１丁目11―39、開始決定時の住所東京都港区白金１丁目４－２－201
破産者　井上　和大
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４７８号
東京都港区赤坂９丁目１番７―415号
破産者　有限会社カラーパッシオ
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５１４号
埼玉県草加市原町３丁目６番18号
破産者　株式会社ファーストダウン
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５１５号
東京都台東区根岸５丁目25―11―1002
破産者　須永　正美
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５４４号
神奈川県小田原市栄町２丁目８番８号
破産者　株式会社キズナコーポレーション
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部